

防災学術連携体規約

2016年1月9日設立総会決

2018年6月5日総会改正

第1条（名称）

本会は、防災学術連携体（Japan Academic Network for Disaster Reduction）と称する。

第2条（所在地）

本会の所在地を、東京都文京区におく。

第3条（目的）

日本および世界の自然災害に対する防災減災を進め、より良い災害復興をめざすために、日本学術会議と連携して、防災（防災減災・災害復興を含めて「防災」とよぶ）に関わる学会が集まり、平常時から相互理解と連携を図ると共に、緊急事態時に学会間の緊密な連絡がとれるよう備える。平常時から政府・自治体・関係機関等との連携を図り、防災に役立てると共に、緊急事態時に円滑な協力関係が結べるように備える。学術連携を図ることで、より総合的な視点をもった防災研究の発展をめざす。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 毎年シンポジウムを日本学術会議と連携して開催する。
- (2) 各学会の取り組み等を紹介する防災関連の学術総合ポータルサイトを運営する。
- (3) 日本学術会議と連携して、学会間の連絡網を構築し、緊急事態において必要な活動を行う。
- (4) 政府・自治体・関係機関等との交流を促進する。
- (5) 学会間の交流をすすめ、より総合的な視点をもつ研究者を育てる。
- (6) 国際交流を進め、世界の防災に寄与する。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条（会員）

本会に、正会員、特任会員、賛助会員をおく。

- (1) 正会員は、防災減災・災害復興等の研究に関わる国内の学会であって、本会の事業を推進する者とする。
- (2) 特任会員は、日本学術会議の会員・連携会員の経験者であって、本会の事業を推進する者とする。
- (3) 賛助会員は、本会の事業を賛助する法人または個人とする。

第6条（入会手続き）

- (1) 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を幹事会（第13条）に提出して、幹事会の承認を得なければならない。
- (2) 正会員は、防災減災・災害復興等の研究に関わる国内の学会であって、日本学術会議が定める「日本学術会議協力学術研究団体」の要件を満たすものとする。

- (3) 特任会員の定員は、正会員数の3分の2を越えないものとする。幹事会は、特任会員希望者のなかから、定員を越えない範囲で特任会員を選任する。

第7条（会費）

- (1) 正会員は、この会の事業活動に生じる費用にあてるため、毎年度5月末までに年会費を納めるものとする。その金額は内規に定める。
- (2) 特任会員は、会費を免除される。
- (3) 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。その金額は内規に定める。

第8条（退会について）

会員は退会届を幹事会に提出することにより、本会を退会することができる。

第9条（除名について）

会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあるときには、総会（第12条）において総会出席者の3分の2の同意を経て、除名することができる。

第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該法人が解散し又は当該個人が死亡したとき。
- (3) 総会において総会出席者の3分の2が同意したとき。

第11条（防災連携委員）

- (1) 正会員である学会は、本会の事業を担当する防災連携委員2名を選任する。ただし、主担当学会および副担当学会（第16条）は防災連携委員を3名選任できる。
- (2) 防災連携委員2名は、各学会を代表して本会の事業を推進する。
- (3) 防災連携委員の任期を2年とする。ただし再任を妨げない。防災連携委員が退任する場合は、学会は速やかに後任の防災連携委員を選任する。

第12条（総会）

- (1) 総会は、すべての防災連携委員と特任会員によって構成される。
- (2) 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年1回開催する。定時総会は事業年度終了後3か月以内に開催する。
- (3) 総会は、総会構成員の過半数の出席により成立し、総会出席者の過半数をもって議決を行う。やむを得ない理由により欠席する者は、書面を持って表決を委任することにより出席したものとする。
- (4) 総会においては、①事業計画および収支予算 ②事業報告および収支決算 ③幹事および監事の選任 ④規約の変更 ⑤その他総会で決議すべき事項の審議を行う。
- (5) 総会においては、総会出席者の3分の2の同意のもとで、①幹事および監事の解任、②会員の除名を議決できる。
- (6) 総会は、代表幹事が招集する。

- (7) 総会を構成する防災連携委員と特任会員のうちの10分の1以上の要請があった場合は、代表幹事は総会を招集できる。
- (8) 総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

第13条（役員）

- (1) 本会に次の役員をおく。
幹事 10名以上 30名以内
監事 1名以上 2名以内
幹事および監事は、総会において、防災連携委員と特任会員のなかから選任する。
- (2) 幹事のなかから、代表幹事2名、副代表幹事2名、運営幹事2名を定める。
代表幹事および副代表幹事および運営幹事は、幹事の互選により、選任される。
- (3) 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。
副代表幹事は、代表幹事を補佐する。
運営幹事は、本会の運営において、代表幹事を補佐する。
- (4) 幹事は、規約および総会議決に基づいて会務を執行する。
- (5) 監事は、幹事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- (6) 役員任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の定時総会から最後の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。当該期の途中で役員になる者の任期は、当該期の最後の日までとする。
代表幹事もしくは副代表幹事が任期途中で退任する時には、幹事の互選により、後任を選任する。その者の任期は前任者の残任期間とする。
- (7) 役員は、総会において総会出席者の3分の2の同意により解任することができる。

第14条（顧問）

- (1) 本会に、顧問を若干名おくことができる。
- (2) 顧問は、幹事会の推薦により、代表幹事が任命する。
- (3) 顧問は、重要な事項について、代表幹事の諮問に応じ、総会および幹事会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 顧問の任期は、任命した代表幹事の任期までとする。

第15条（幹事会）

- (1) 幹事会は、すべての幹事をもって構成する。幹事会の議長は代表幹事がこれにあたる。
- (2) 幹事会には、この規約に規定する事項の他、次の事項を付議する。
 - ・総会で議決した事項の執行に関する事。
 - ・総会に付議すべき事項に関する事。
 - ・その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第16条（事務局および主担当学会、副担当学会）

- (1) 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
- (2) 本会の運営を担う学会を主担当学会とよび、本会の事務局を主担当学会におく。
- (3) 副担当学会は、後任として主担当学会になる予定の学会であり、現任の主担当学会を

補佐する。

- (4) 主担当学会および副担当学会は、正会員において同意の得られた学会のなかから、幹事会において選任される。
- (5) 主担当学会および副担当学会の任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の定時総会から最後の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- (6) 事務局には、事務局長2名以下および職員を若干名おくことができる。
事務局長は幹事会により選任される。事務局長は幹事を兼任できる。
- (7) 事務局長の任期を2年とする。2年間の事業年度を1期として、当該期の最初の定時総会から最後の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。事務局長が任期途中で退任する時には、幹事会は後任を選任する。その者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (8) 事務局を支援するために、事務局支部をおくことができる。

第17条（事業年度、期）

- (1) 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- (2) 2年の事業年度をまとめて、1期とする。

第18条（経費の支弁等）

本会の経費は、資産を持って代弁する。毎会計年度の決算に於いて剰余金が出た場合、翌年度に繰越すものとする。

第19条（規約の変更等）

本会の規約は、総会の決議によって変更することができる。

第20条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成28年1月9日とする。

第21条（規約施行日）

本会則は平成28年1月9日より施行する。

附則

この規約の施行に必要な内規は、幹事会により別に定める。